

(別 紙 5)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第2 人員に関する基準(基準省令第2条)</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 <u>サテライト型居住施設には、医師又は介護支援専門員(以下「医師等」という。)を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき医師等の人員を算出しなければならない。例えば、本体施設の入所者数を80名、サテライト型居住施設の入所者数を29名とすると、サテライト型居住施設に医師等を置かない場合には、合計数である109名を基礎として本体施設の医師等の人員を算出することとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第3 設備に関する基準(基準省令第3条)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第2 人員に関する基準(基準省令第2条)</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 <u>平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護老人福祉施設であって、基準省令附則第3条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないもののうち、入所定員が19人以下のもの(以下「小規模施設」という。)は、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者(当該小規模施設の開設者を除く。)に施設サービス計画の作成等の業務を委託できるとし、その場合には当該小規模施設に介護支援専門員を配置しないでよいこととした。</u></p> <p><u>また、当該小規模施設に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第22条の2第5号から第7号までに規定する業務は当該小規模施設の従業者が行うこととした。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第3 設備に関する基準(基準省令第3条)</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p>

第4 運営に関する基準

1～10 (略)

1.1 介護(基準省令第13条)

(1)～(4) (略)

(5) 「指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介

護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。

イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。

ロ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。

ハ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。

ニ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。

ホ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。

(6)・(7) (略)

1.2～1.8 (略)

1.9 管理者による管理(基準省令第21条)

第4 運営に関する基準

1～10 (略)

1.1 介護(基準省令第13条)

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

1.2～1.8 (略)

1.9 管理者による管理(基準省令第21条)

指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

20～23 (略)

2.4 非常災害対策

(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよ

指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

(1)～(2) (略)

20～23 (略)

2.4 非常災害対策

基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。

いこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

2 5 衛生管理等

(1) 基準省令第 2 7 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

～ (略)

(2) 基準省令第 2 7 条第 2 項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の から までの取扱いとすること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の

2 5 衛生管理等

基準省令第 2 7 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(1) ~ (4) (略)

防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>）を参照されたい。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃など

の業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対して
も、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要であ
る。

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状
態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往で
あっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理
由には該当しないものである。こうした者が入所する場合に
は、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当
該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要
である。

26～29（略）

30 地域との連携等

(1) 基準省令第34条第1項は、指定介護老人福祉施設が地
域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボ
ランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との
交流を図らなければならないこととしたものである。

(2)（略）

31 事故発生の防止及び発生時の対応（基準省令第35条）

(1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号）

指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための
指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関
する事項

介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

26～29（略）

30 地域との連携等

(1) 基準省令第34条第1項は、指定介護老人福祉施設が地
域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボ
ランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との
交流に努めなければならないこととしたものである。

(2)（略）

31 事故発生時の対応

基準省令第35条は、入所者が安心して指定介護福祉施設
サービスの提供を受けられるよう、指定介護老人福祉施設は
、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事
故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等
に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととす
るとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置につい
て記録し、また、入所者に対する指定介護福祉施設サービス

施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとならぬ介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

介護事故等発生時の対応に関する基本方針

入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（第1項第2号）

指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

介護事故等について報告するための様式を整備すること。

介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、 の様式に従い、介護事故等について報告すること。

(3)の事故発生の防止のための委員会において、 により報告された事例を集計し、分析すること。

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しておかなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1)～(3) （略）

報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号）

指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号）

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要であ

る。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

(5) 損害賠償（第4項）

指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

3 2 （略）

第5 ユニット型指定介護老人福祉施設

1・2 （略）

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(9) （略）

(10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1 及び3を準用する。

4・5 （略）

6 介護

(1)～(3)

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(7)までを準用する。この場合において、第4の11の(7)中「第7項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとする。

7～9 （略）

10 勤務体制の確保等

(1) （略）

(2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付け

3 2 （略）

第5 ユニット型指定介護老人福祉施設

1・2 （略）

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1)～(9) （略）

(10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4・5 （略）

6 介護

(1)～(3)

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の11の(6)中「第6項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。

7～9 （略）

10 勤務体制の確保等

(1) （略）

(2) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員等

ることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者(以下「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、平成18年4月1日の時点でリーダー研修を修了した者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。

なお、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) (略)